77キャッシュローンカード規定

1. (カードの発行)

77 キャッシュローンカード (以下「カード」という。) は、当座貸越契約書 (77 カードローン契約、77 ミニ・カードローン契約、77 スマートネクスト契約 (77 モビット α 契約)、77 モビット契約、77 教育カードローン契約、77 スマートネクスト契約) (以下いずれも「ローン契約」という。) にもとづいて当行が発行するものとします。

2. (カードの使用)

(1)カードは、カードローン契約にもとづく当座貸越の借入れおよび返済に使用することができます。

(2)カードによる当座貸越の借入れ・返済については、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」という。)を利用することができます。

3. (自動機による借入れ)

(1)自動機を利用して当座貸越の借入れを行う場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をタッチパネル等により正確に入力してください。この場合、当座貸越支払請求書の提出は必要ありません。

(2)自動機による1回あたりの当座貸越の借入れは、自動機の機種により当行(提携先の自動機利用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。

(3)自動機による1日あたりの借入れは、その他のカードによる取引の金額と合算し、12.(1日あたりの払戻限度額)の範囲内とします。

(4)当行および提携先の自動機により借入れする場合に、借入れ金額と5.(1)の自動機利用手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額をこえるときは借入れすることはできません。

4. (自動機による随時返済)

(1)自動機を利用して当座貸越の随時返済を行う場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、自動機の画面表示に従って操作してください。なお、当行の自動機以外で当座貸越の随時返済を行う場合、貸越残高をこえる返済の取扱いはできません。

(2)自動機による随時返済は、自動機の機種により当行(提携先の自動機利用の場合は、その提携先)所定の種類の紙幣または硬貨に限ります。また、1回あたりのご返済金額は当行(提携先の自動機利用の場合は、その提携先)所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

(1)自動機を利用して当座貸越の借入れ・返済をする場合は、当行および提携先の所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(2)(1)の自動機利用手数料は、当座貸越の借入れ・返済時に通帳および当座貸越支払請求書なしで手数料相当額の貸越を自動的に行ったうえお支払いいただきます。

6. (カードによる窓口での返済)

カードにより窓口で当座貸越の返済を行う場合は、当行所定の入金票に氏名および金額を 記入のうえ、カードとともに提出してください。

7. (自動機故障時等の取扱い)

(1)停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越の借入れを行うことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。

(2)(1)により取扱う場合は、当行所定の普通預金払戻請求書に記入のうえ、カードとともに提出してください。

- 8. (カードによる取引金額等の通帳記入)
- (1)カードを使用した場合の取引金額等の通帳記入は、通帳を当行の自動機等で使用されたとき、または当行本支店の窓口に提出されたときに行います。なお、自動機の機種によっては、この取扱いができない場合があります。
- (2)借入金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。
- (3)返済金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。
- 9. (カードの保管・暗証番号の管理等)
- (1)当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越を行います。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。また、カードは、折りまげたり、テレビの上など磁気のあるところに置いておくと使用できなくなることがあります。
- (3)暗証番号は、生年月日、電話番号、住所の番地、車両ナンバー、連続した数字等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行の行員などがカードの暗証番号を尋ねることはありません。
- (4)カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことに気づいた場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入れ停止の措置を講じます。
- (5)カードが盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- 10. (偽造カード等による借入れ等)

偽造または変造カードによる借入れについては、本人の故意による場合または当該借入れ について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場 合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、 警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる借入れ等)

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)(1)の請求がなされた場合、当該借入れが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた借入れにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。

ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に 過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金 額を補てんするものとします。

(3)(1)および(2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な借入れが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ①当該借入れが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに 該当する場合
- A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- B. 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
- C. 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明 を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難に あった場合
- 12. (1日あたりの払戻限度額)
- カードによる取引(合計)の1日あたりの限度額(以下「払戻限度額」という。)は次のとおりとします。
- ①対象となる取引は、当行所定の範囲内とします。
- ②払戻限度額は、当行所定の金額とします。ただし、本人から当行所定の方法により変更の

申出があり、当行がその申出を承諾した場合は、その申出の金額とします。

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合、または氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、10.または11.に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

14. (カードの再発行等)

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (解約等)

- (1)カードローン契約の解約または終了に際しては、カードをカード発行店に返却してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの使用を不適当と認めた場合には、その使用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードをカード発行店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの使用を停止することがあります。この場合、カード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示等を受け、当行が本人であること等を確認できたときに停止を解除します。
- ① 16.に定める規定に違反した場合
- ②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、カードローン契約に定める契約期限とします。なお、カードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

18. (規定の変更等)

- (1)この規定の条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約および77キャッシュカード規定により取扱います。

以上